

生徒指導提要の改訂に係る御意見

意見書一覧

- (1) 生徒指導提要の改訂に関する意見書
名古屋市子どもの権利擁護委員（9月3日）
- (2) 生徒指導提要の改訂に関する意見書
埼玉県北本市議会（9月28日）
- (3) 『生徒指導提要』の改訂に関する意見書
日本生活指導学会（10月5日）
- (4) 子どもの権利条約に基づく生徒指導がなされるよう、子供の権利主体を踏まえた生徒指導提要の改訂を求める会長声明
愛知県弁護士会（10月7日）
- (5) 校則見直しガイドライン
一般社団法人日本若者協議会（10月末日）

令和3年9月3日

文部科学大臣 萩生田 光一 殿

名古屋市子どもの権利擁護委員
代表委員 間宮 静香

「生徒指導提要の改訂に関する意見書」の提出について

日頃から、子どもの健全育成につきまして格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。
令和3年度内のとりまとめに向け議論されている「生徒指導提要」の改訂に関しまして、
子どもの権利の観点からの意見書を提出させていただきますので、よろしくご査収くださ
いますようお願い申し上げます。

【名古屋市子どもの権利擁護機関事務局】
子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画室
担当 竹口・小原
電話 052-211-8071

令和3年9月3日

文部科学大臣 萩生田光一 殿
生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 委員 各位

生徒指導提要の改訂に関する意見書

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 間宮 静香
代表委員代理 藤井 啓之
粕田 陽子
谷口 由希子
吉住 隆弘

1 意見の趣旨

生徒指導提要の改訂にあたっては、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、子どもが権利の主体であること、並びに、年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容としてください。

2 意見の理由

文部科学省は、令和3年6月2日付で生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の設置を決定し、令和3年度内の改定案の取りまとめを目指しています。

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことをいうとされ（生徒指導提要平成22年3月版）、生徒指導提要は「生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの」です（文部科学省ホームページ）。そのため、全国の多くの子どもたちが生徒指導提要に基づく生徒指導を受けており、名古屋市に在住、在学している子どもたちも例外ではありません。

しかしながら、私たち名古屋市子どもの権利擁護委員は、多くの子どもたちから学校で直面した困難について相談を受けています。その背景には、子どもの権利についての認識が不十分な学校の対応があると窺われる事案も多くあるところ、それは基本書たる生徒指導提要に子どもの権利に関する記載が欠けていることが大きな原因の一つであると思わざるを得ません。すなわち、現行の生徒指導提要には、児童生徒理解と信頼関係に基づく指導が必要と繰り返され、

生徒指導の技術的な記述は多くあるものの、その大前提である子どもの権利についての記述が一切なく、教員が生徒指導にあたり子どもの権利を尊重する意識を持てずにいるという大きな問題があります。

そして、この度の生徒指導提要改訂の動機の一つとされたいじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数の増加傾向等深刻化している課題についても、子どもの権利を尊重する意識抜きには対応できないことは言うまでもありません。

そこで、私たちは、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、生徒指導提要の改訂にあたり考慮してほしいことを意見としてお伝えすることにしました（名古屋市子どもの権利擁護委員条例第1条、第3条（4））。

子どもの権利条約は1989年（平成元年）に採択され、日本は1990年（平成2年）に署名し、1994年（平成6年）に批准しました。文部事務次官は批准した1994年5月20日付で『『児童の権利に関する条約』について（通知）』を出しました（文初高第149号）。同通知は、「学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的な人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。」としながらも、他方で、「本条約第12条から第16条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。」「本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではないこと」などとしたため、批准から27年以上を経ても、学校教育においてはせつかく批准した子どもの権利条約の精神、原理が浸透してきませんでした。

しかし、2016年（平成28年）には児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であり、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないとされ、子どもの権利条約に基づくこの原理は、すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない、とされました（同法1～3条）。つまり、学校教育においても、子どもの権利条約に基づくこの原理を尊重しなければならないことが明白になったのです。そして、同年に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律には、子どもの権利条約の精神に則ることが明記されました。

現行の生徒指導提要が指摘するように、教育や生徒指導は、大人が主語で子どもが目的語になる形で用いられることがほとんどですが、教育の目的は、子どもの人格、才能、精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させることや、人権及び基本的自由の尊重等を発展させるこ

となど（条約 29 条 1 項）にあるのであり、教育は、子どもが成長発達の主體であり、子どもの権利の享有主體であることを抜きには成り立ちえません。

また、子どもを独立の人格、人権の主體として考えられない場合、子どもの意思を尊重せずに「大人が考えた、子どものためによいこと」を行おうとするので、子どもの権利侵害が起きやすくなり、子どもにとっては非常に息苦しい環境になります。これは、学校についても当てはまり、いじめや暴力行為、不登校、児童生徒の自殺者数の増加傾向等とは無関係ではありません。

したがって、学校における規律は児童の人間の尊厳に適合する方法で、子どもの権利条約に従って運用されなければならないのです（条約 28 条 2 項）。

そして、教員は、子どもの権利を擁護する立場でありながら、ときに子どもの権利を制限する権威性を持つことを自覚して生徒指導に取り組まなければならない、そのためには、子どもの権利に関する知識を持つことが不可欠です。つまり、教育の目的を効果的に達成するためには子どもの権利条約で謳われる子どもの権利保障とその原則を促進するような研修を教員らに対して行うことが必要であり、学校で用いられる教育方法が子どもの権利条約の精神を反映したものであることも重要です。

国連子どもの権利委員会の「日本の第 4 回・第 5 回統合定期報告書に関する総括所見」においても、日本では、最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利が教育において適切に解釈されていないこと、行政機関が子どもに関連するすべての決定において子どもの最善の利益を考慮しているわけではないこと、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことが指摘されています。

そして、日本に対し、意見を形成することのできるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保することや、学校においてもあらゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進することを要請するとともに、ストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化することを勧告しています。

以上から、学校教育において生徒指導を行うにあたっては、子どもを権利の主體と認め、年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して行うこととされるよう、生徒指導提要の改訂にあたっては、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主體であること、並びに、年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容とすることを求めます。

以上



北議発第118号
令和3年9月28日

文部科学大臣 萩生田 光一 様

埼玉県北本市議会
議長 工藤 日出夫



意見書の送付について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

【担当】 〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111
北本市議会事務局総務議事担当 佐藤
TEL 048-594-5560 (直通)
FAX 048-591-6335
Email a04300@city.kitamoto.lg.jp

生徒指導提要の改訂に関する意見書

近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、学校における生徒指導の課題が深刻化していることから、文部科学省では、生徒指導の基本書である生徒指導提要を改訂するため、令和3年6月2日に生徒指導提要の改訂に関する協力者会議を設置し、検討を行っています。しかしながら第1回会議で示された『生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方』には、「子どもの権利」について一切触れられていません。

全国各地の教育現場において、教師による生徒指導や部活動指導における暴力や暴言、いじめ事案の調査や生徒指導場面における不十分な意見聴取など、不適切な指導事例が頻発しています。また、教師による指導が原因の一つになったと考えられる自殺も発生しています。教育現場において子どもの権利が十分に認知されていない状況がうかがえます。

児童福祉法及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律については、平成28年の改正において、目的に子どもの権利条約の精神に則ることが明記されましたが、生徒指導に当たりこれらの法律が参照されることは通常ありません。生徒指導において子どもの権利の尊重を徹底するためには、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要に明記することが極めて重要です。

以上のことから、生徒指導提要の改訂に当たり、子どもの権利を最大限尊重するよう、下記のとおり求めます。

記

- 1 子どもの権利条約の精神に則り、子どもが権利の主体であること、児童生徒の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されなければならないこと及び児童生徒の最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記すること。
- 2 生徒指導提要の全体を通して、子どもの権利を尊重する内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

埼玉県北本市議会議長 工藤 日出夫

文部科学大臣 萩生田 光 一 様

2021年10月5日

文部科学大臣 末松 信介 殿

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 委員 各位

『生徒指導提要』の改訂に関する意見書

日本生活指導学会理事有志

1. 意見書提出の目的

日本生活指導学会（以下、本学会）は、『生徒指導提要』が文部科学省の名で公表される生徒指導の基本書であることから、それが学校の指導體制・内容・方法について多大な影響力を持つものであると認識しております。それは、学校体制、教員の指導の在り方を規定するのみならず、それを通して、児童生徒の人格を直接、間接に教育するものであり、子どもの人生を左右しかねないものです。それゆえ、「子どもの最善の利益」の保障のために、細心の注意を払って作成すべきものと思料します。そのことにわずかにでも寄与することができればと考えて、本意見書を提出させていただくことになりました。

なお、本学会は、学校教育における生徒指導にかかわる諸問題（いじめ・不登校・非行・学校福祉等）を研究対象の主要な柱の一つとする学会であり、それらの諸問題の改善に向けて議論を蓄積している立場から、『生徒指導提要』の改訂にあたって、検討していただきたい視点を列挙する形で、意見を述べさせていただきます。

1. 2010年版作成の時代背景とその検証について

現行『生徒指導提要』は、国内の学校における殺傷事件や爆発物持ち込み等、例外的な、特異な事件をうけて、アメリカの「ゼロトレランス方式」の「成果」、その背後にある「割れ窓理論」の「成果」を援用するという流れのなかで「毅然とした指導」をベースに作成されています。このことは、『生徒指導提要』完成に至るまでの文部科学省の諸文書から看取することができます。しかし、ゼロトレランス方式の「効果」や割れ窓理論に基づいた都市行政の「効果」に対しては、『生徒指導提要』作成以前から、そして以降も、批判的研究が蓄積されています。まずは、ゼロトレランスや割れ窓理論などに基づく生徒指導の考え方が適切であったのかを研究成果の蓄積の上に立って、分析・検討することが必要です。

2. 学校で生じている諸問題の原因の検証について

改訂理由の一つに、「いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向」等、2010年以降の状況の変化が挙げられていますが、『生徒指導提要』が果たした正負の作用についての分析・検討が必要ではないでしょうか。単に「状

況の変化」が原因なのか、『生徒指導提要』に従った指導が不十分だったから諸問題が増加したのか、それとも『生徒指導提要』に問題があったからそれに沿った指導を行った結果として諸問題が増加したのか。これらの分析・検討が不十分なまま改訂するなら、諸問題の増加傾向に歯止めをかけることはできないと思われます。その点で、2010年版の調査協力者会議協力者や執筆者の名前を今回の協力者のなかに複数見ることができますが、自己批判も含めた総括ができるのかが問われるでしょう。

また、諸問題の増加の背景にある、競争社会や格差社会も含めた子どもの生活基盤の問題の改善に言及することも不可欠だと思われます。子どもの自死の理由が上位から、進路問題、不登校、学業不振となっているように、安心して将来を展望できない社会の問題があります。社会の側の問題を問わず、そのような社会に子どもたちを適応させようとする学校教育の見直しが必要と思われます。

3. 児童福祉法改正（2016）も踏まえて子どもの権利条約の位置づけを明確に

我が国はすでに1994年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を批准していたにもかかわらず、2010年版の『生徒指導提要』には、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神に抵触する内容が散見されます。2016年改正の児童福祉法の第1条～第3条において、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神に則ることが「すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」とされたことから、今回改訂において、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神を貫くことが求められます。第三回会議で示されたサンプル原案には、憲法、教育基本法、子どもの権利条約という語句は見られます（法制度的に尊重されるべき順序は、憲法→条約→国内法です）。しかし、何より重要なのは、語句を置くことではなく、子どもを権利行使主体と見なすという、子どもの権利条約の「精神」が貫かれているかどうかです。

少なくとも、第1回会議の参考資料1「生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方に係る政策文書等における主な記載」を見る限りでは、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神が読み取れませんし、「2. 改訂の基本的な考え」の1）「積極的な生徒指導」のもとになっていると思われる「魅力ある学校づくり検討チーム」報告（令和2年9月8日）でも、子どもの権利条約の精神が採用されているようには見えません。

なお、第一回会議のヒアリングにおける三田村委員の3-(7)「校則を見直す取組を通じた生徒の自己指導能力の育成」には子どもを権利行使主体と見なす視点が含まれており、その実現を期待したいと思います。

4. 構成案への懸念

構成案では、第一章の1.4 生徒指導の基盤に、「守秘義務と説明責任」、「基本的な生活習慣の確立」等が挙げられていますが、ともすると学校の責任回避と子どもや家庭への責任転嫁とも受け止められかねないように思われます。また、現行の第3章「児童生徒の心理と児

「童生徒理解」が削除されていますが、発達論のないルールや規範中心の生徒指導は、子どもの人格発達に悪影響を及ぼしかねません。子どもの人格は、発達段階を一つ一つたどりながら進んでいくものであり、表面的には否定的に見えることも、次の発達への跳躍台になりうることは発達理論の基本です。発達論を踏まえず、表面的に子どもにルールや規範の達成ばかり追求することが、かえって子どもの発達を阻害し、後々、問題を悪化させることは多くの事例にみられることです。発達論を踏まえて、表面的・短期的成果のみを追求するのではなく、長期的視点に立って子どもの人格発達を促す指導が可能になるような記述が求められます。

5. 多職種連携の意義と目的について

多職種連携は、それぞれが専門的立場から見解を述べ、その役割を果たすことで、よりよい解決を目指すものですが、子どもを対象とする教育においては、前提として、関与するあらゆる職種において子どもを権利主体として尊重することが求められます。『生徒指導提要』は教員向けの文書ですから、まずは、子どもを権利主体に育てる教師の専門性について論じられるべきでしょう。そのうえで、他の職種であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールローヤーなどの専門性を理解・尊重しながら、子どもの最善の利益を追求していくことが肝要です。管理職の役割は、それぞれの職種が最大限の能力を発揮できるように調整することです。校長の方針に他の職種を従属させ、学校の立場を擁護し、リスクマネジメントするような方向になることは絶対に避けなければなりません。そういう観点から、制度・運用について丁寧に論じる必要があります。

6. 問題行動・非行等の履歴データのデジタル化、その共有・保存期間を最小限に

「基本的考え方」のなかに「生徒指導上の課題に関するデータの活用」について触れられています。詳細はわかりませんが、問題行動や非行に関するデータをデジタル化して長期蓄積・長期保存することは避けられるべきですし、共有も最小限にとどめるべきでしょう。このような記録は、子どもたちのスティグマ化につながります。情報の引継ぎや共有も原則として口頭でのものとし、情報を短期間で廃棄することが必要であると考えます。

以上

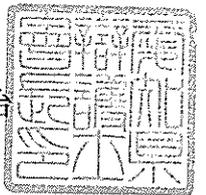


令和3年10月7日

文部科学省 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 御中

愛知県弁護士会

会長 井口浩治



会長声明の送付について

当会では、別紙のとおり「子どもの権利条約に基づく生徒指導がなされるよう、子どもの権利主体性を踏まえた生徒指導提要の改訂を求める会長声明 少年法改正法案に反対する会長声明」を發しましたので、ご送付いたします。

当会の意志を充分にご理解いただき、適切な措置をとられますようお願いいたします。

子どもの権利条約に基づく生徒指導がなされるよう、子どもの権利主体性を踏まえた生徒指導提要の改訂を求める会長声明

文部科学省は、令和3年6月2日、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」の改訂に関する協力者会議設置を決定し、令和3年度内のとりまとめを旨としています。そして、第1回協力者会議において配布された「資料・生徒指導提要の改訂にあたっての基本的考え方」においては、学校におけるいじめの重大事態、暴力行為、不登校の児童生徒数、児童生徒の自殺者数の増加傾向など課題の深刻化が冒頭に指摘され、いじめ防止対策推進法や義務教育の段階における普通教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」と略称）等の施行などの状況変化を踏まえ、積極的な生徒指導など生徒指導の概念・取組の方向性を再整理するなどの方針が示されました。

この「基本的考え方」が指摘する課題の深刻化は、18歳以下の自殺者が夏休み明けの9月1日に最も多くなることや、いわゆる「指導死」が相次いでいることなどからも明らかのように、学校において安全と安心を確保されて自由に学ぶ子どもたちの基本的な権利が保障されていないことの現れです。それにもかかわらず、この「基本的考え方」では、子どもたちの基本的な権利の保障について一言も述べられていません。生徒指導にあたっては、学校における子どもたちの権利を保障することが喫緊の課題であり、生徒指導提要の改訂においては、子どもたちを教育指導の対象とする旧態依然の生徒指導観を改め、子どもの権利条約が求めている「子どもたちが権利行使の主体であること」を学校及び教職員が意識できるようにしなければなりません。

2016年改正児童福祉法は、児童福祉は子どもの権利条約の精神に則り、すべての子どもは権利の主体であること（1条）、社会のあらゆる分野で子どもの年齢と発達に応じ、その意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されること（2条）、この原理はすべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならないこと（3条）と決めました。教育機会確保法1条においても、教育機会確保の施策について、子どもの権利条約の趣旨に則ることが明記され、3条では安心して教育を受けられるよう学校における環境の確保が図られるようにすることが基本理念として求められています。

このように子どもの権利条約の趣旨が子どもに関わる重要な法律に反映されていることに照らせば、生徒指導提要でも、子どもの権利条約に基づく子どもの権利を生徒指導にあたる教員が尊重すべきものとして明記して当然であり、今日の学校において子どもたちが直面する深刻な問題を背景に行う改訂においてこれに言及しないことは、不自然、不十分であり、学校及び教職員が生徒指導における子どもの権利を尊重することの重要性を正しく理解することが困難にな

ります。

この問題は、1997年7月14日付「子どもの権利条約に基づく第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」において批判しているとおり、日本が子どもの権利条約を1994年に批准した際の文部事務次官通知（同年5月20日付）が、「(本条約は基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法，教育基本法等と軌を一にするものであるから)本条約の発効により，教育関係について特に法令等の改正の必要はない」、「意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること」「本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではないこと」などと、同条約に対する防衛線ともいえる消極的な方針を示したことに由来し、学校教育現場において、「子どもに権利を教えるとわがままになる」という誤った考えを放置し、積極的に教職員にも子どもたちにも子どもの権利条約を学ぶ機会を保障しない態度をなお引きずるもので、子どもの権利条約の締結国の周知義務を規定した子どもの権利条約42条に反するものといえます。

国連子どもの権利委員会第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見においても、日本の教育に関して「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する」と懸念が示され、「…学校…において、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進する」ことが未だに勧告されている状況にあります。

いじめ、不登校、自殺などいずれの問題に関しても、学校で傷ついて、人と関わることを避け、あるいはいのちさえ絶ってしまう多数の子どもたちの苦悩を忘れることなく、子どもたちの権利を保障するために、ひとり一人の児童生徒への理解に基づき、人格、人権を尊重して、寄り添い支えることを生徒指導の基本理念とすることが求められています。そのような教育環境を確保することこそ、子どもたちの間にいじめ等の問題を防止し、解決する力が生まれ、子どもたちの生きる力を育てる教育の実現に繋がります。

以上から、生徒指導提要改訂にあたっては、子どもの権利条約に基づく生徒指導がなされるよう、基本理念として、また各項目において、子どもが権利の主体であることを尊重した生徒指導となるような記載を求めます。

令和3年10月吉日

文部科学省 御中
各都道府県知事 御中
各都道府県市町教育委員会 御中

一般社団法人日本若者協議会

校則見直しガイドライン

1. 本ガイドライン策定の趣旨

これまで日本若者協議会では、理不尽な校則見直しや「学校内民主主義」（校長だけで意思決定するのではなく生徒・教員・保護者なども交えた意思決定）の実現を文部科学省などに対して訴えてきました。その結果、令和3年6月に文部科学省から各教育委員会に対して理不尽な校則見直しや、生徒・保護者も交えた校則見直しの事例が紹介され、今後全国的に学校内で生徒も含めた校則の見直しが加速することが想定されます。

一方、校則の内容については、生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）において示されているとおり、「学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるもの」とされています。しかし、その範囲は曖昧であり、児童生徒への人権侵害や、健康を害する校則、学校外での行動を不合理に制約する校則などのような、理不尽な校則の見直しが多くの学校で必要な状況にあるのではないのでしょうか。

校則は歴史的には、児童生徒の行動を制約するものであり、過去の判例もそれを支持してきましたが、それが校則を通じた学校における深刻な人権侵害につながってきた歴史もわれわれは直視する必要があると考えます。

また、児童生徒が身近な「社会」である学校のルール作りに参加していくことは、子どもの権利条約で認められている権利（第12条＝意見表明権）としてだけでなく、主権者教育の一環としても非常に意義深いものがあります。

しかし、これまでさまざまな点において細かく校則を定めてきた既存の延長線上でしか考えられず、必要以上に自らを制約し、細かくルールを定めてしまう、少数者の権利が尊重されないといった学校の事例も散見されます。

そこで、令和3年6月に設置した「校則見直しガイドライン作成検討会議」の議論内容を踏まえ、児童生徒、保護者、校長・教職員のみなさまの校則に関する考え方やその見直しの方法の共通認識を作っていただくため、以下「校則見直しガイドライン」を策定し公表いたします。

2. 校則見直しの視点

校則は、児童生徒を縛るためではなく、学ぶ権利を含む児童生徒の自由や人権を保障するためにある、という前提のもと、以下ガイドラインに沿って校則を見直していくべきだと考えます。

(1) 校則の内容は、憲法、法律、子どもの権利条約の範囲を逸脱しない

基本的人権を尊重し、教職員が児童生徒への人権侵害を起こさないためには、公立/私立学校問わず、校則といえども憲法、法律の範囲を逸脱しないことが前提となります。その上で学校独自の校則を制定する場合は、下記(2)のように学校関係者（学校長・教職員・児童生徒・保護者等）の間で議論し、決定します。

憲法に逸脱している校則の代表例として、特定の制服や髪型、髪色を強制すること、それを根拠に通学を認めないという校則があげられます。こうした校則は、憲法第13条

「自己決定権」、憲法第14条「法の下での平等」、憲法第26条「教育を受ける権利」の観点から撤廃すべきだと考えます。

また、教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」の観点から、外泊禁止のような、校外生活については校則の範囲外とすべきです。

こうした考えをもとに、校則の内容は、学校内での最低限のルールにとどめ、学校内でも治外法権にはせず、日本の国内法・条例の支配下にあることを確認します。また地域住民にもその方針を共有していく努力をしていく必要があります。

※この原則のもと、全ての学校で学校長や教職員がまず憲法、法律、子どもの権利条約に逸脱する項目がないかを検証する作業を行い、憲法や法律の範囲を逸脱している校則は学校にすぐさま撤廃してもらいたいと考えています。

(2) 校則の見直し・制定は、学校長、教職員、児童生徒、保護者等で構成される校則検討委員会や学校運営協議会等で決定する

校則は、校長・教職員・児童生徒・保護者等で構成される見直しのための組織（校則検討委員会、学校運営協議会等）で、制定・改廃が行われる必要があります。この際、児童生徒から意見を聞いても全く反映されない、あるいは学校長・教職員から納得のいく説明がなければ、かえって児童生徒に学習性無力感を生むことになり、教育活動としても不適切だと考えます。そのため検討や議決の場にも児童生徒が参加し、1人1票の投票で決するなど、決定方法についても事前に明確化することが必要です。会議の内容は、透明性を高めるために、他の児童生徒等の傍聴を可能にすると同時に、議事録を残し、後から決定理由について確認が可能な状態にします。

また、生徒会（児童会）役員や児童生徒有志の組織は、自分たちの意見を集約するために、アンケートやその他適切な方法で意見を聴取し、各意見を尊重します。その際、児童生徒の「本音」を引き出すために、児童生徒のみでの話し合いや、匿名アンケートなどの工夫を行います。

その上で、適宜必要に応じて、弁護士や外部コーディネーター・ファシリテーターなどの専門家も議論に参加してもらい、法的なアドバイスや、より建設的な議論になるようアドバイスやサポートを受けます。

学校の児童生徒や教職員は毎年変化するため、校則の見直しは、継続される必要があります。そのため、少なくとも年1回は、この仕組みにより校則の見直しを行います。

(3) すべての児童・生徒に「合理的配慮」を行い、少数の声に配慮する

障害者の権利に関する条約第24条では、教育現場において障害者に対する「合理的配慮」が求められています。障害者ではなくても、「みんなが同じでなければならない」という校則があると、学習への支障や苦痛を感じる児童生徒が一定数存在することは避けられません。そのため、多様な児童生徒の個性を尊重し、包摂する校則になるように「合理的配慮」を行います。

また教職員にも、疾病・障害、介護、妊娠育児など「合理的配慮」が必要な人がいることを、児童生徒・保護者も理解し、校則だけでなく学校教育活動の中で相互に権利と尊厳を尊重し、実現していくことが重要です。

(4) 校則はホームページに公開する

校則は、その制定理由や違反時の懲戒・指導を含め、在校生だけでなく、入学予定者や地域住民が校則を確認可能な状態にします。また、保護者や地域住民も、児童生徒の私生活まで学校に管理を委ねないように意識を改める必要があります。

(5) 生徒手帳等に、憲法と子どもの権利条約を明記する

日本国憲法第11条に定める基本的人権、子どもの権利条約に定める最善の利益の実現、意見表明権などについて、児童生徒、保護者、校長・教職員等の学校のステークホルダ

一の全てが学び、その重要性を共有します。生徒手帳等に主な条項を記載するだけでなく、新学年の始めや日常の授業など学校内で学ぶ機会も積極的に作ります。

また、児童生徒が校則や子どもの権利について、外部の専門家に相談できるように、各都道府県の弁護士会の連絡先を載せるなどの工夫も考えられます。

■ 日本若者協議会「校則見直しガイドライン」解説

<https://drive.google.com/file/d/1qE-Ad9LnMkjr8wc8YgLNq9rkLErwfgpN/view?usp=sharing>

参考資料

- ・ 日本若者協議会「学校内民主主義」提言 <https://youthconference.jp/archives/2514/>
- ・ 第一回「校則見直しガイドライン作成検討会議」 <https://youthconference.jp/archives/3647/>
- ・ 第二回「校則見直しガイドライン作成検討会議」 <https://youthconference.jp/archives/3662/>
- ・ 第三回「校則見直しガイドライン作成検討会議」 <https://youthconference.jp/archives/3752/>
- ・ 第四回「校則見直しガイドライン作成検討会議」 <https://youthconference.jp/archives/3754/>
- ・ 「校則見直しガイドライン」案パブリックコメント結果 <https://youthconference.jp/archives/4088/>
- ・ 第五回「校則見直しガイドライン作成検討会議」 <https://youthconference.jp/archives/4112/>

「校則見直しガイドライン作成検討会議」

校則見直しの際の判断軸になるガイドラインを作成するために、高校生だけでなく学校関係者や有識者も含めて令和3年6月に設置。事務局は日本若者協議会。

(敬称略)

検討会議 開催経緯（主なテーマ、委員）

第一回（令和3年7月17日）

- ・事務局からの「校則見直しガイドライン作成検討会議」設置趣旨説明
 - ・各委員からの問題提起、ガイドラインの方向性について
ガイドラインに落とし込む上での論点整理、校則の法的な位置付け、憲法と校則の関係、など
- 内田良 名古屋大学大学院教育発達科学研究科・准教授
後藤富和 弁護士

第二回（令和3年7月22日）

- ・各委員からの問題提起、ガイドラインの方向性について
 - ・これまで学校内で議論しての課題や必要だと思うガイドラインの方向性、これまでの先行事例で見えてきた課題など
- 藤田 星流 東京大学教育学部附属中等教育学校6年
山本 晃史 認定NPO法人カタリバ「ルールメイカー育成プロジェクト」担当

第三回（令和3年8月12日）

- ・各委員からの問題提起、ガイドラインの方向性について
 - ・学校管理職の立場から見た校則指導や校則の意味合い、児童生徒・保護者を交えた意思決定、子どもの人権から見た校則や学校内での意思決定など
- 西郷 孝彦 元世田谷区立桜丘中学校校長
末富 芳 日本大学文理学部教授

第四回（令和3年8月23日）

- ・各委員からの問題提起、ガイドラインの方向性について
- ・現役の高校生、教員からの視点、これまでの議論を踏まえたガイドライン案など

上山 遥香 奈良女子大学附属中等教育学校5年

斉藤 ひでみ 公立高校教員

第五回（令和3年9月24日）

パブリックコメント結果の共有、ガイドライン案について検討

「校則見直しガイドライン作成検討会議」委員（敬称略、順不同）所属先は2021年9月時点

上山 遥香 奈良女子大学附属中等教育学校5年

内田 良 名古屋大学大学院教育発達科学研究科・准教授

後藤 富和 弁護士

西郷 孝彦 元世田谷区立桜丘中学校校長

斉藤 ひでみ 公立高校教員

末富 芳 日本大学文理学部教授

藤田 星流 東京大学教育学部附属中等教育学校6年

山本 晃史 認定NPO法人カタリバ「ルールメイカー育成プロジェクト」担当

以上